

- ・お食事の方〇〇〇トッピングサービス
- ・〇〇〇体験無料
- ・〇〇〇円以上のお買い物で〇〇%割引
- ・〇〇〇をご購入の方〇〇〇プレゼント など

『旅するくまモンパスポート』参加事業者募集要領

第1 目的

新型コロナの影響で落ち込んだ観光産業の早期回復を図るため、熊本県を訪れた旅行者に対し、安心して、お得に県内をめぐり、新たな熊本の魅力を再発見できるクーポンを付与し、観光地及び観光施設等を活性化させ、旅行者の誘客へ繋げることを目的とする。

第2 実施期間

2022年8月10日サービス開始。

第3 事業内容

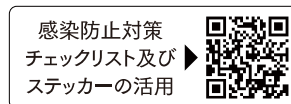
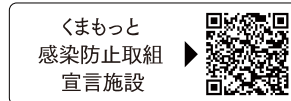
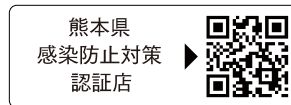
- (1) 参加事業者は LINE の拡張機能を活用し、提供する特典のデジタルクーポンを発行する。
- (2) 旅行者はクーポンを対象施設で提示することでクーポンのサービスを受けることができる。
- (3) 使用したクーポンは 24 時間経過すると再利用可能とする。
- (4) クーポンの有効期限は2023年3月31日までとする。
- (5) クーポン利用による県内周遊を目的としたデジタルスタンプラリーを令和4年度中に開始する。

※実施時期等については、別途お知らせします。

第4 参加条件

以下、①～⑥の全てを満たす者であること。

- ① 県内に所在し、商品・サービスを提供する事業者(※1)
- ② 『熊本県感染防止対策認証店(※2)』『くまもっと感染防止取組宣言施設(※3)』『感染防止対策取組施設(※4)』のいずれかに該当する事業者
 - ・宿泊事業者は、「くまもっと感染防止取組宣言施設」であることが参加条件になります
 - ・飲食店は、「熊本県感染防止対策認証店」であることが参加条件になります
- ③ クーポンに記載するサービスは参加事業者の負担とすることに同意する者
- ④ 旅行者がクーポンを使用するにあたって必須となる GPS への地点登録(所在地情報の提供)が可能な者
- ⑤ ホストクラブやキャバクラなどの接待を伴う飲食店は除く
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第2条第2号)に規定する暴力団並びに暴力団 密接関係者でないこと



※1 観光施設、道の駅、土産屋、観光協会、郷土料理やご当地グルメを提供する飲食店、交通事業者、宿泊施設、体験・アクティビティ、日帰り温泉等

※2 熊本県感染防止対策認証制度公式サイト

※3 くまもっと感染防止取組宣言(くまもと再発見の旅 HP)

※4 感染防止対策チェックリスト及びステッカーの活用について(熊本県 HP)

第5 参加登録

事業者募集チラシに記載の QR コードもしくは熊本県観光公式サイト「もっと、もーっと!くまもっと。」から申請フォームに必要な事項を記載し送信。事務局からのメールの返信をもって申請・登録完了とする。

第6 募集期間

令和4年7月25日から(随時)

第7 掲載内容の変更・参加の辞退・年度の更新

- (1) 参加事業者はクーポン等掲載内容に変更が生じた場合、変更の届出を行う。
- (2) 参加を辞退する場合又は参加条件を満たさなくなった場合は、参加辞退の届け出を行う。
- (3) 上記(1)(2)の届け出は、事務局へメールで行う。
- (4) 次年度以降も事業を延長する場合、参加事業者は年度毎に更新手続きを行うこと。年度末に事務局より案内を通知する。